

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) をめぐる状況

- 男女共に、「仕事」と「家庭生活」等、複数の活動をバランスよく行うことを希望する人の割合が半数以上であるが、現実には「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先している人が多い。
- 年間総実労働時間は、平成21年以降、男女ともほぼ横ばい。
- 年次有給休暇の取得率は、男女とも企業規模が大きいほど取得率が高い。

第2節 仕事と子育ての両立の状況

- 育児休業を取得する女性は増えているが、出産前後に就業を継続する割合は増えていない。
- 子育て期にある30歳代及び40歳代の男性は、他の年代に比べ、長時間労働者の割合が高い。
- 男性の育児休業取得率は依然として低水準。

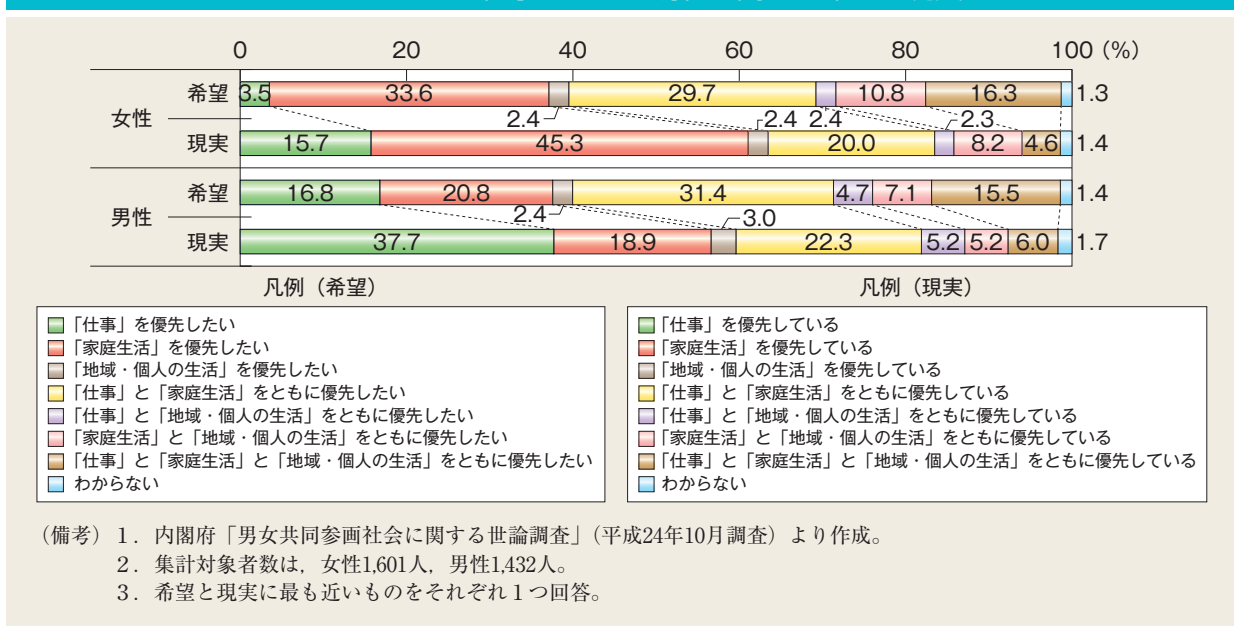
第1節

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) をめぐる状況

(仕事と生活の調和に関する希望と現実)

生活において「仕事」、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」のどれを優先するかについての意識を見ると、男女共に「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する者の割合が半数以上となっている。しかし現実には、男性は「仕事」優先が37.7%、女性は「家庭生活」優先が45.3%と、「仕事」か「家庭生活」のいずれか一方を優先せざるを得ない人が多くなっている (I-3-1図)。

I-3-1図 仕事と生活の調和に関する希望と現実



(労働時間の推移)

年間総実労働時間は、平成21年以降、男女ともほぼ横ばいの傾向にある。25年は男女とも前年に比べやや減少したが、26年には増加に転じている（I-3-2図）。

(年次有給休暇の取得率)

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は、男性より女性の方が高く、また、男女とも企業規模が大きいほど取得率が高い。企業規模1,000人以上の女性の取得率は60.9%である一方、企業規模30～99人の男性では39.0%にとどまっている（I-3-3図）。

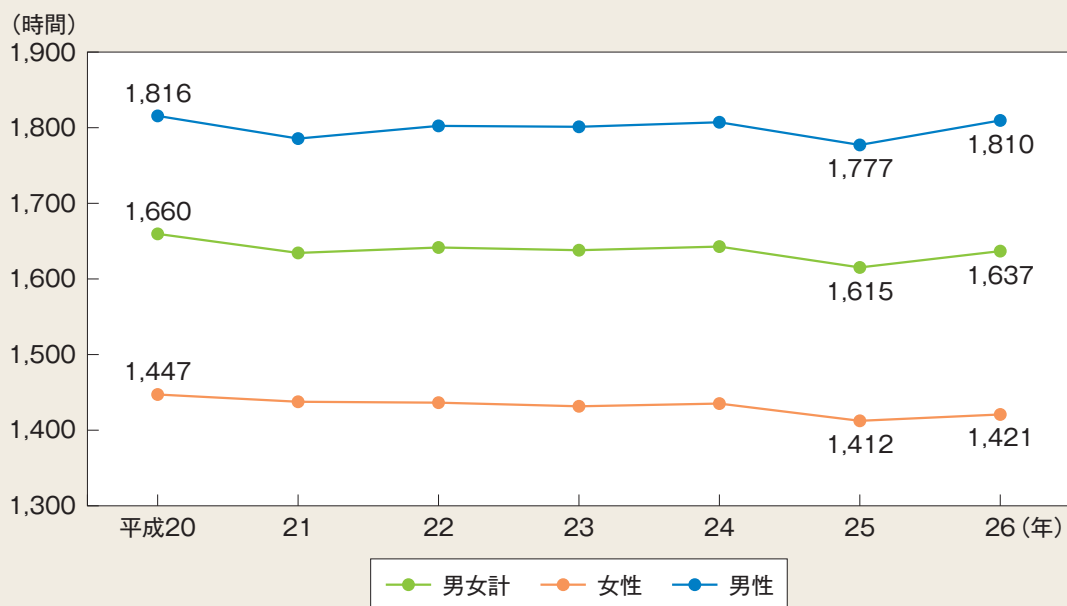
第2節 仕事と子育ての両立の状況

(女性の就業継続)

育児休業を取得する女性は増えているが、出産前後に就業を継続する割合は増えておらず、6割以上の女性が出産を機に離職する傾向が続いている（I-3-4図）。

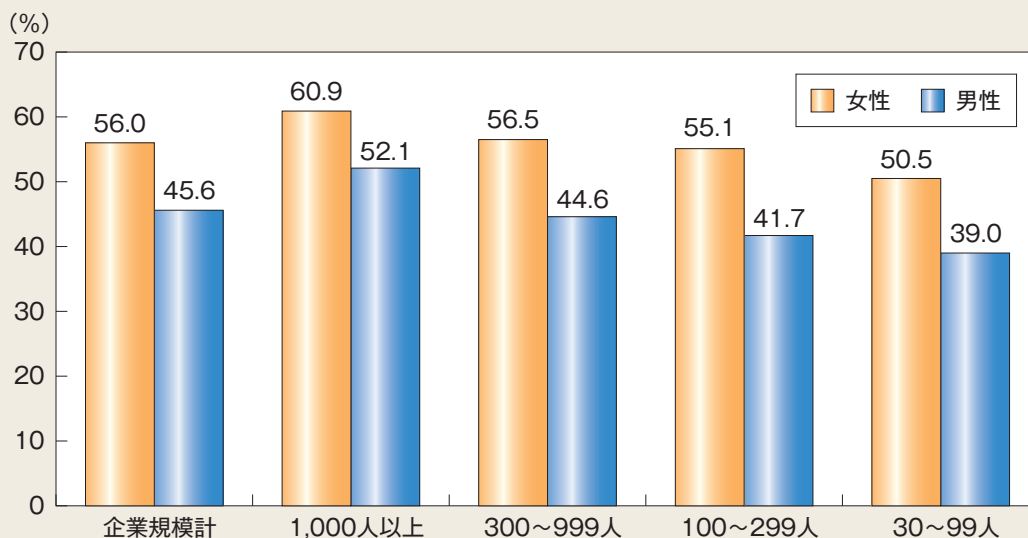
また、国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」により、「正規の職員」と「パート・派遣」に分けて、平成17～21年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合を見ると、「正規の職員」では52.9%であるのに対し、「パート・派遣」では18.0%にとどまっている。

I-3-2図 年間総実労働時間の推移



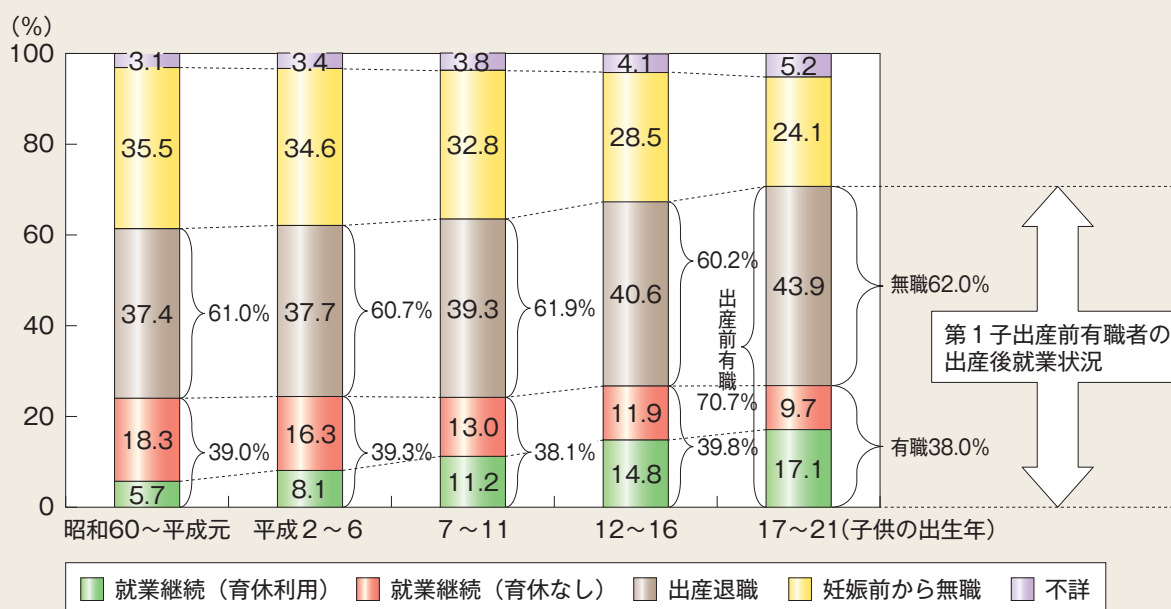
- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
2. 年間総実労働時間は、各年の1月平均値を12倍して算出。
3. 平成23年3～4月分（宮城県は5月分も含む）について、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県を中心に一部調査を中止している。
4. 数値は一般労働者及びパートタイム労働者の合計。

I-3-3 図 企業規模別の年次有給休暇取得率（平成26年）



(備考) 1. 厚生労働省「平成26年就労条件総合調査」より作成。
 2. 調査対象は、常用労働者が30人以上の民間企業。
 3. 東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域（※）から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。
 ※国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（平成23年4月18日公表）により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故に関し設定された警戒区域等（市区町村単位）。

I-3-4 図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用） - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続（育休なし） - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子供1歳時無職

(子育て期にある男性の長時間労働)

男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合を年齢階級別に見ると、子育て期にある30歳代は17.0%、40歳代は16.9%（平成26年）となっており、他の年代に比べ、高い水準となっている（I-3-5図）。

こうした事情もあって、我が国では、平成23年における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は67分と前回調査（18年）から7分増加したものの、他の先進国と比較して低水準にとどまっている（I-3-6図）。

1日当たり行動者率で見ると、「家事」については、妻・夫共に有業（共働き）の世帯で約8割、夫が有業で妻が無業の世帯で約9割の夫が行っておらず、「育児」については、妻の就業状態にかかわらず、約7割の夫が

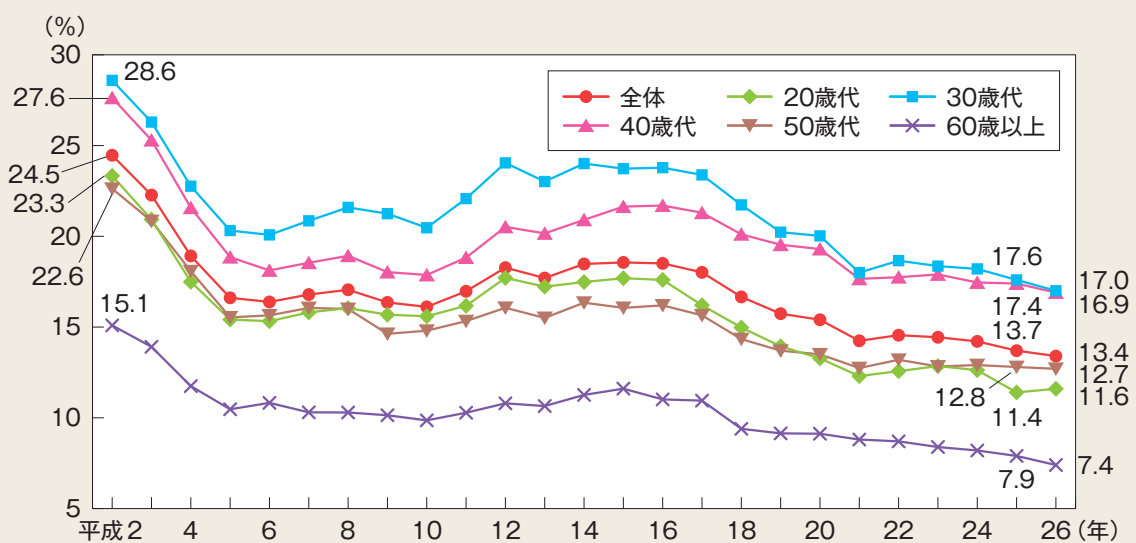
行っていない（I-3-7図）。

また、平成25年度における男性の育児休業取得率は、民間企業で2.03%（前年比0.14%ポイント増）、国家公務員では2.77%（同0.73%ポイント増）となっている（I-3-8図）。しかしいずれも、女性（民間企業83.0%、国家公務員98.3%）と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差がある。

(仕事と介護の両立について)

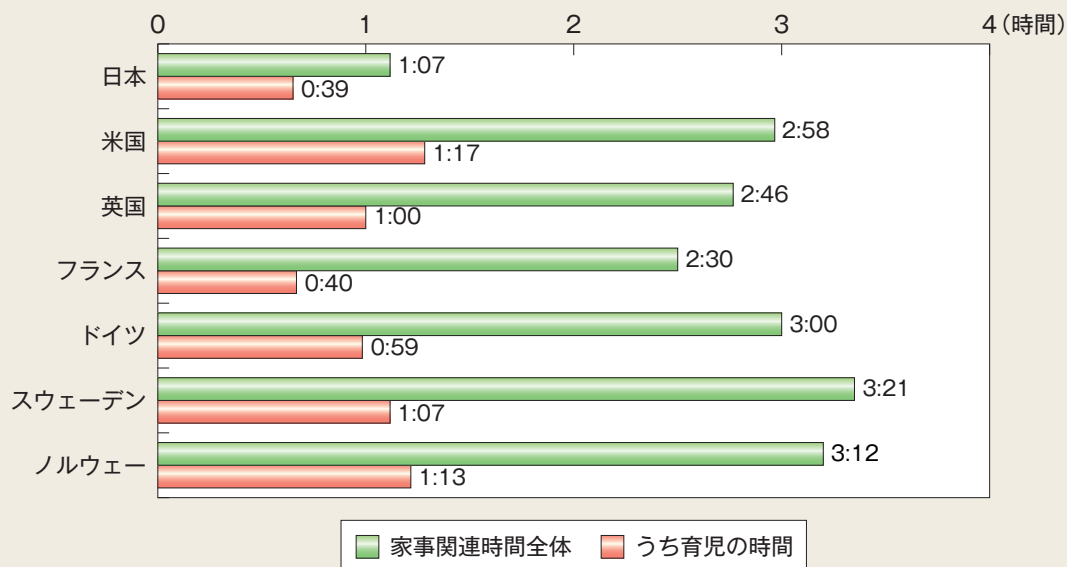
介護は女性が担っている割合が高い。主な介護者が同居の親族である場合、7割近くが女性となっている（I-5-5図参照）。また、非就業者のうち介護・看護を理由として離職した者は、女性が男性の4倍となっている（I-5-6図参照）。

I-3-5図 週労働時間60時間以上の男性就業者の割合（年齢階級別）



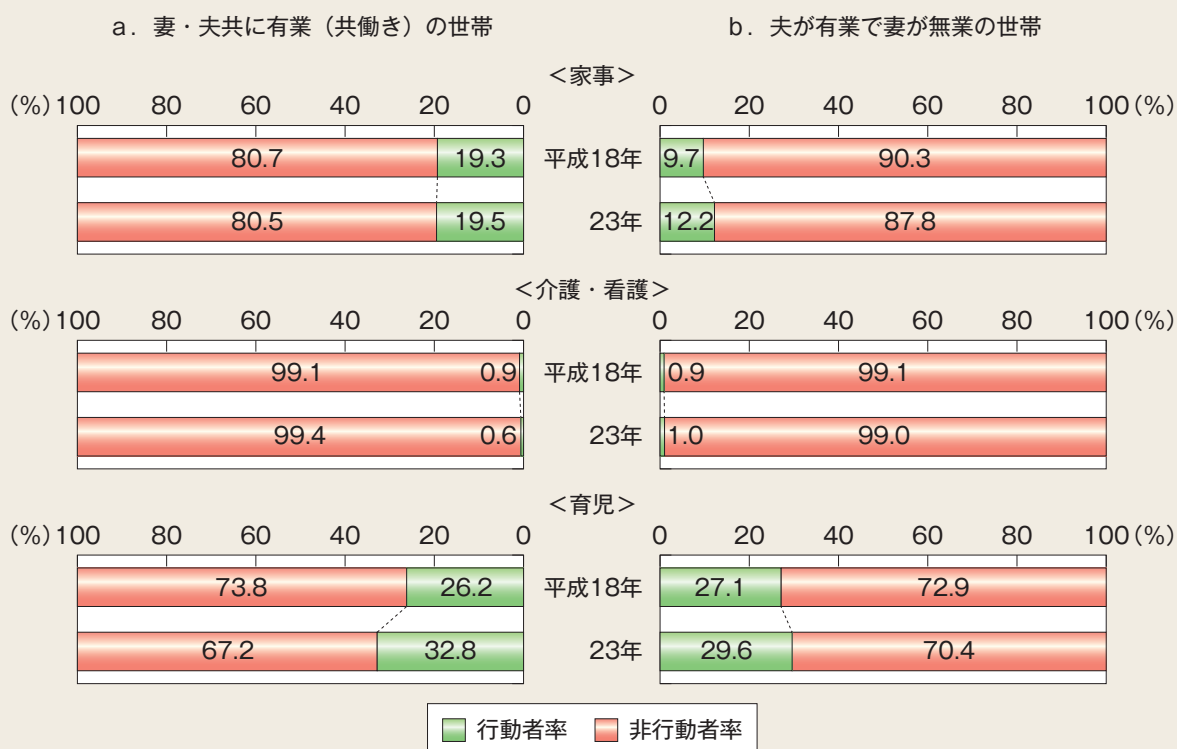
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。
 3. 平成23年の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-3-6 図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（1日当たり，国際比較）



(備考) 1. Eurostat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American Time Use Survey”(2013) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

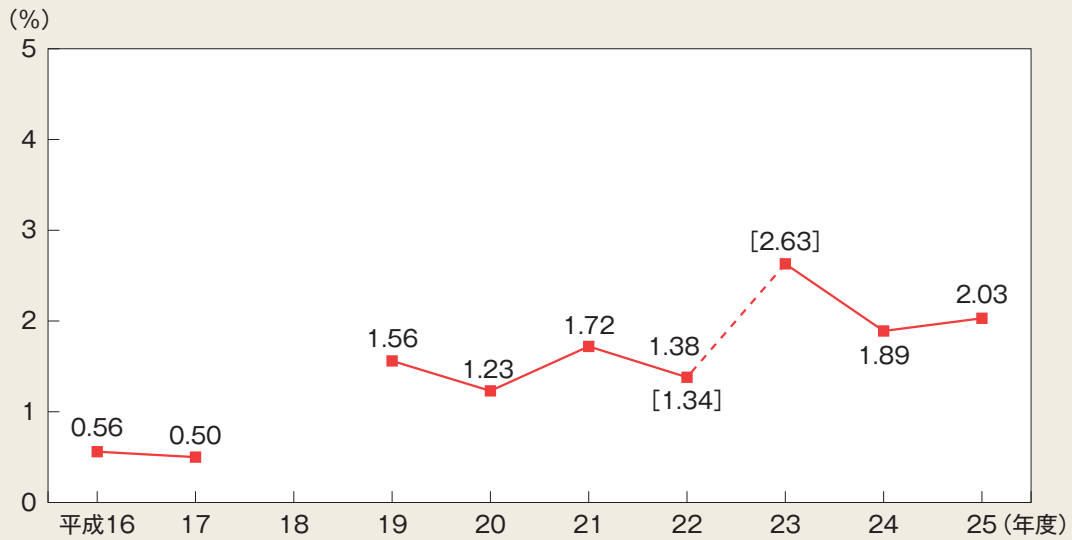
I-3-7 図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率



(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの家事関連（「家事」、「介護・看護」及び「育児」）の行動者率（週全体平均）。
 ※行動者率・・・該当する種類の行動をした人の割合（%）
 ※非行動者率・・・100%－行動者率で算出している。
 3. 本調査では、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要である。

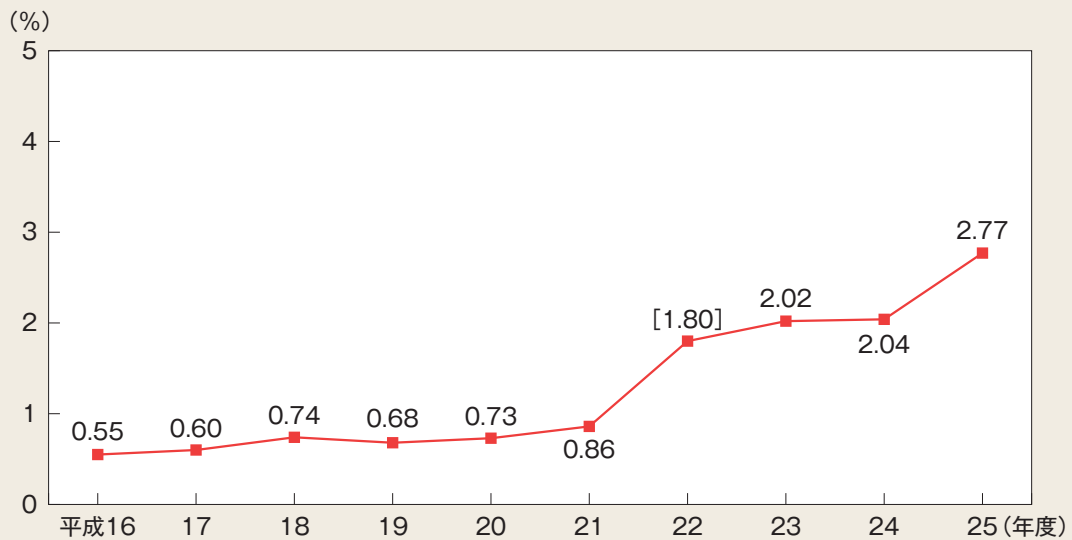
I-3-8 図 男性の育児休業取得率の推移

a. 民間企業



- (備考) 1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より作成（調査対象「常用労働者5人以上を雇用している民営事業所」）。ただし、平成18年は、調査対象が異なる（「常用労働者30人以上を雇用している企業」）ため計上していない。19年以降は、厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
2. 調査年の前年度1年間（平成25年度調査においては、23年10月1日から24年9月30日）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合。
3. [] 内の割合は、東日本大震災のため、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

b. 国家公務員



- (備考) 1. 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。ただし、平成23年度以降は、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 当該年度中に子が出生した者に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の割合。
3. 平成22年度の割合は、東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）は含まない。

本章のポイント

第1節 配偶者等からの暴力の実態

- これまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫又は性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性の9.7%、男性の3.5%（平成26年調査）。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の93.3%が女性。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に247か所（平成27年3月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加し、平成25年度に寄せられた相談件数は9万9,961件。
- 平成26年中の警察における配偶者からの暴力事案等認知件数は5万9,072件で法施行後最多。同事案における検挙件数は6,992件。
- 配偶者暴力防止法施行後、平成26年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は2万7,799件。

第2節 性犯罪の実態

- 平成26年の強姦の認知件数は1,250件、強制わいせつの認知件数は7,400件で、いずれも前年比減少。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は6.5%。若年・低年齢時の被害が多い（平成26年調査）。
- 異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は67.5%（平成26年調査）。

第3節 売買春の実態

- 平成26年の売春関係事犯検挙件数は1,012件で、前年比減少。
- 平成26年の要保護女子総数は604人で前年より減少し、そのうち未成年者が占める割合は37.6%と前年比増加。
- 平成26年の児童買春事件の検挙件数は、661件で前年比減少。

第4節 人身取引の実態

- 平成26年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は24人で、前年比増加。

第5節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成26年度の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万1,289件。

第6節 ストーカー行為の実態

- 平成26年のストーカー事案の認知件数は2万2,823件、検挙件数は2,473件。
- これまでに特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験のある女性は10.5%、男性は4.1%（平成26年調査）。

第1節

配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)によると、これまでに結婚したことのある人(2,673人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦, 元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」, 「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」, 「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という者は女性9.7%, 男性3.5%, 「1, 2度あった」という者は女性14.0%, 男性13.1%となっており, 1度でも受けたことがある者

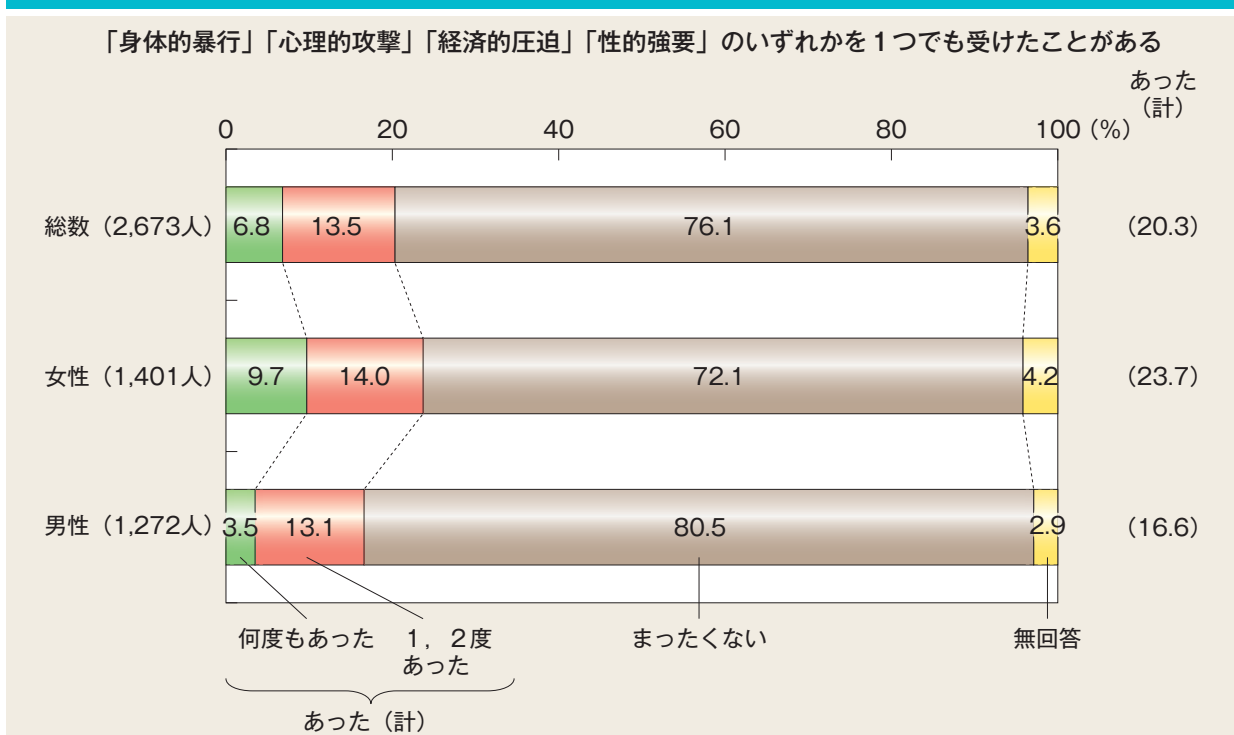
は女性23.7%, 男性16.6%となっている(Ⅰ-4-1図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

配偶者間における暴力の被害者は, 多くの場合女性であることが明らかになっている²⁴。平成26年に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人, 傷害, 暴行事件は5,807件であり, そのうち5,417件(93.3%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合を犯種別に見ると, 殺人は157件中92件(58.6%)とやや低くなっているが, 傷害は2,697件中2,550件(94.5%), 暴行は2,953件中2,775件(94.0%)と高い割合になっている(Ⅰ-4-2図)。

Ⅰ-4-1図 配偶者からの被害経験(男女別)



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
 2. 身体的暴行: 殴ったり, けったり, 物を投げつけたり, 突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
 心理的攻撃: 人格を否定するような暴言, 交友関係や行き先, 電話・メール等を細かく監視したり, 長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた, あるいは, あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 経済的圧迫: 生活費を渡さない, 貯金を勝手に使われる, 外で働くことを妨害された。
 性的強要: 嫌がっているのに性的な行為を強要された, 見たくないポルノ映像等を見せられた, 避妊に協力しない。

²⁴ 数値については解決事件を除く。解決事件とは, 刑法犯として認知され, 既に統計に計上されている事件であって, これを捜査した結果, 刑事責任無能力者の行為であること, 基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

(増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち、女性が被害者であるものの検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成26年は傷害が2,550件、暴行が2,775件と前年と比較して急増した²⁵(I-4-3図)。

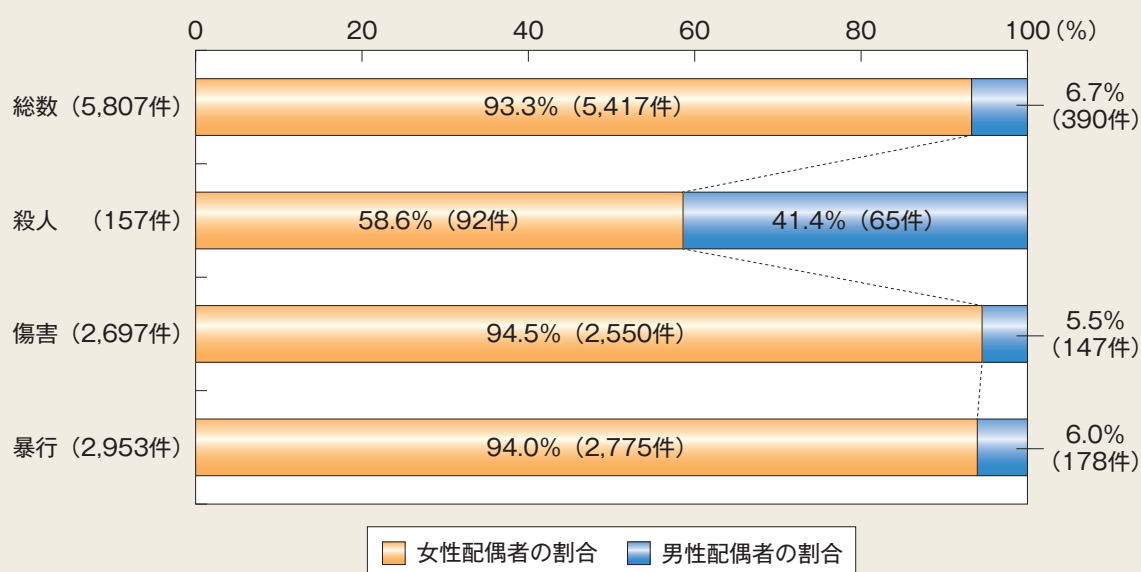
(夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

平成25年度の家庭裁判所における婚姻関係

事件の既済総件数は6万6,824件となっており、そのうち妻からの申立て総数は4万8,479件、夫からの申立て総数は1万8,345件となっている。

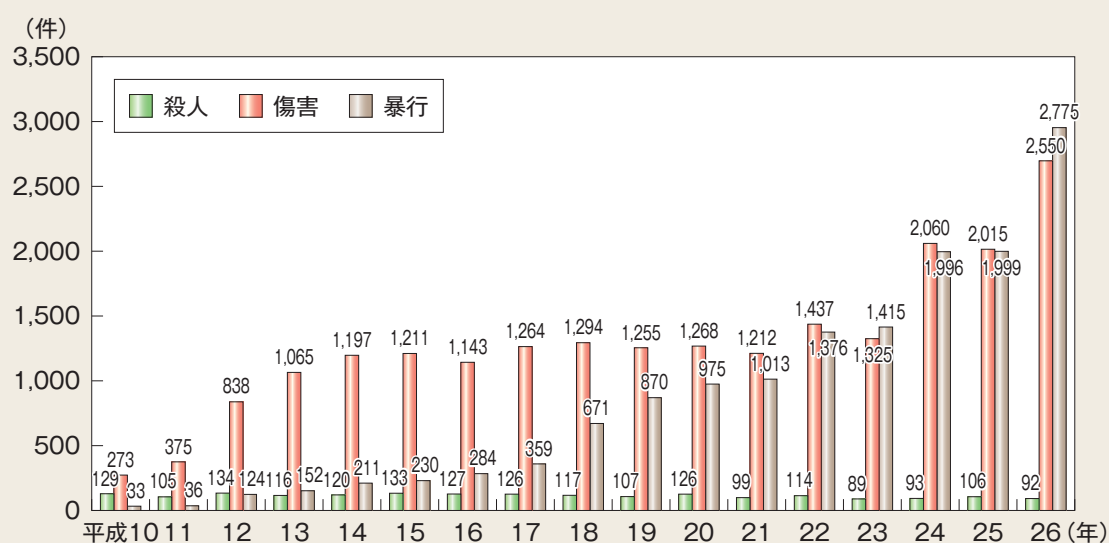
妻からの申立ての動機は、「性格が合わない」(44.4%)に次いで「生活費を渡さない」(27.5%)が多く、さらに「精神的に虐待する」(24.9%)、「暴力を振るう」(24.7%)等、夫からの暴力が大きな動機の一つとなっている(I-4-4図)。

I-4-2図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者の男女別割合(検挙件数, 平成26年)



(備考) 警察庁資料より作成。

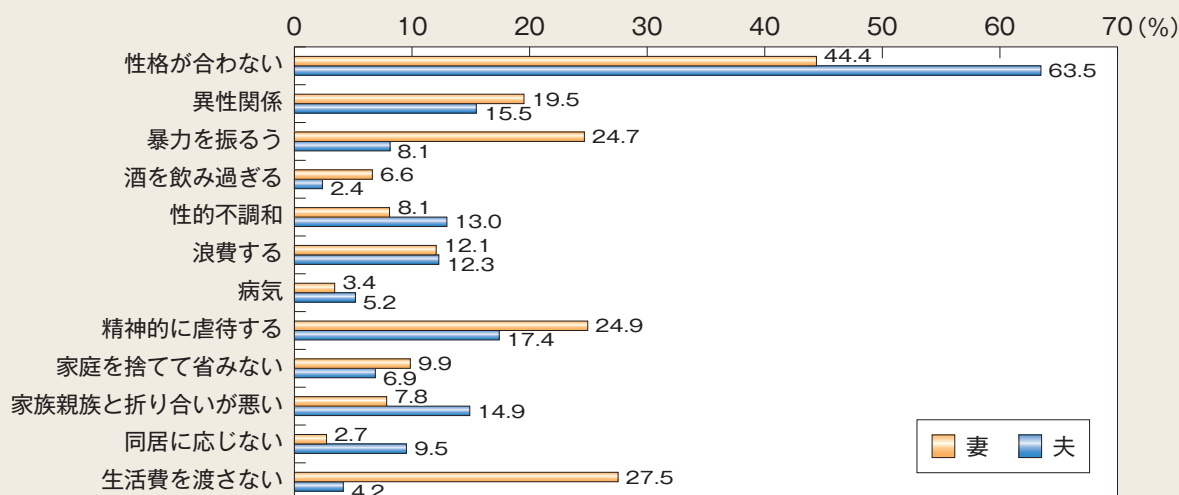
I-4-3図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

²⁵ 脚注24に同じ。

I-4-4 婚姻関係事件における申立ての動機別割合（平成25年度）



(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成25年度)より作成。
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なもの3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律²⁶（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置が義務(市町村は努力義務)とされている。

配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、平成27年3月現在、全国247か所(うち市区町村が設置する施設は74か所)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。25年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は9万9,961件で、年々増加している(I-4-5図)。

平成26年の警察における配偶者からの暴力事案等認知件数は5万9,072件で、法施行後最多となっている(I-4-6図)。また、警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配

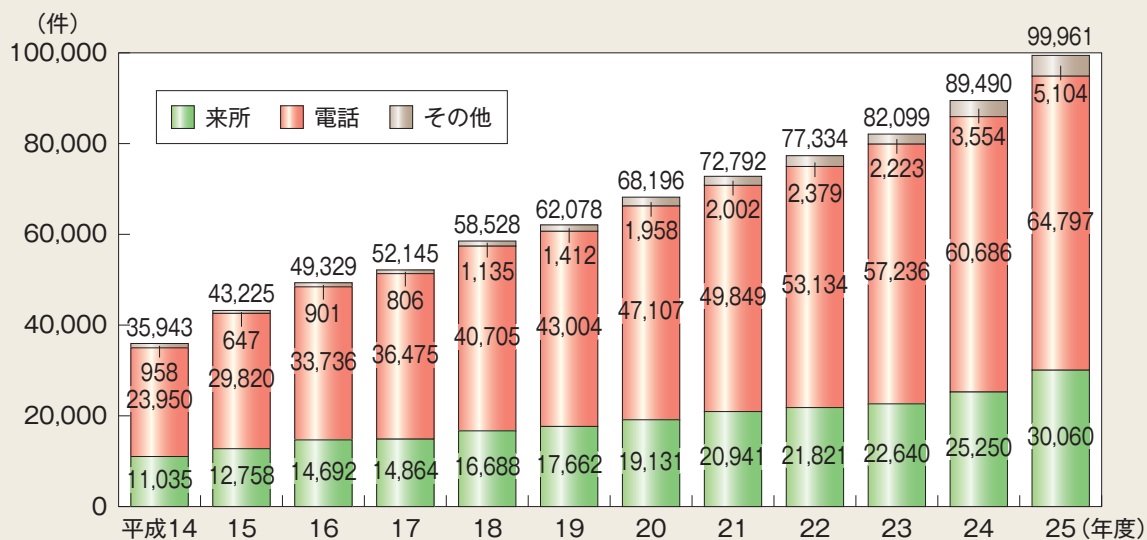
偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、配偶者からの暴力事案等における検挙件数は6,992件で、刑法等の適用による検挙が6,875件、保護命令違反による検挙が120件である。

(婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

平成25年度の婦人相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由のうち「夫等の暴力」を挙げた者の割合は、71.3%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由を見ると、「夫等の暴力」を挙げた者の割合はそれぞれ43.2%、54.4%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所が最も高い割合となっている(I-4-7図)。

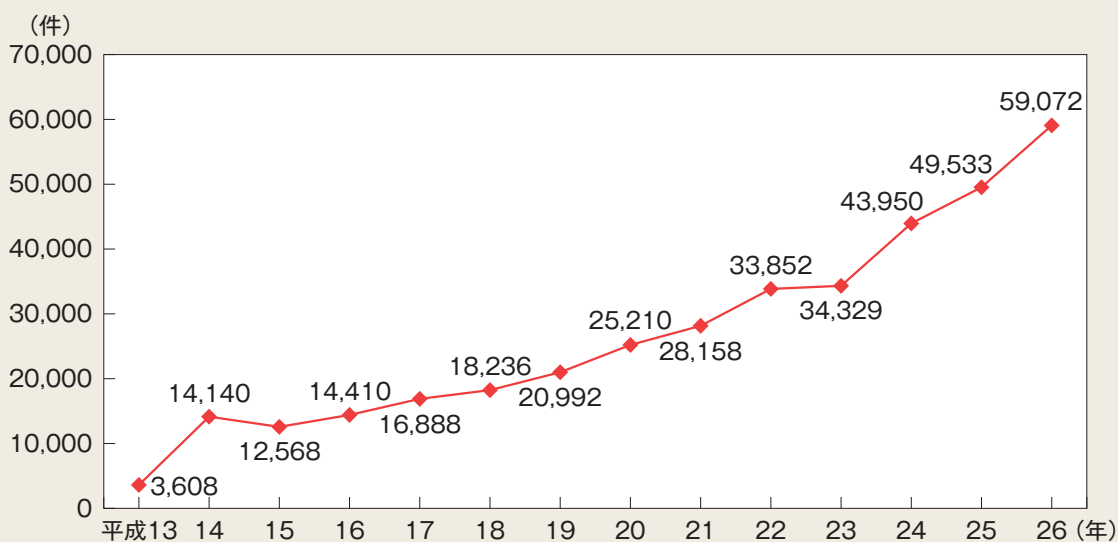
²⁶ 配偶者暴力防止法は、これまで3度の改正を経ており、第1次改正(平成16年12月施行)においては、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。第2次改正(20年1月施行)においては、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、保護命令を発令することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。第3次改正(26年1月施行)では、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

I-4-5 図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

I-4-6 図 警察における配偶者からの暴力事案等認知件数



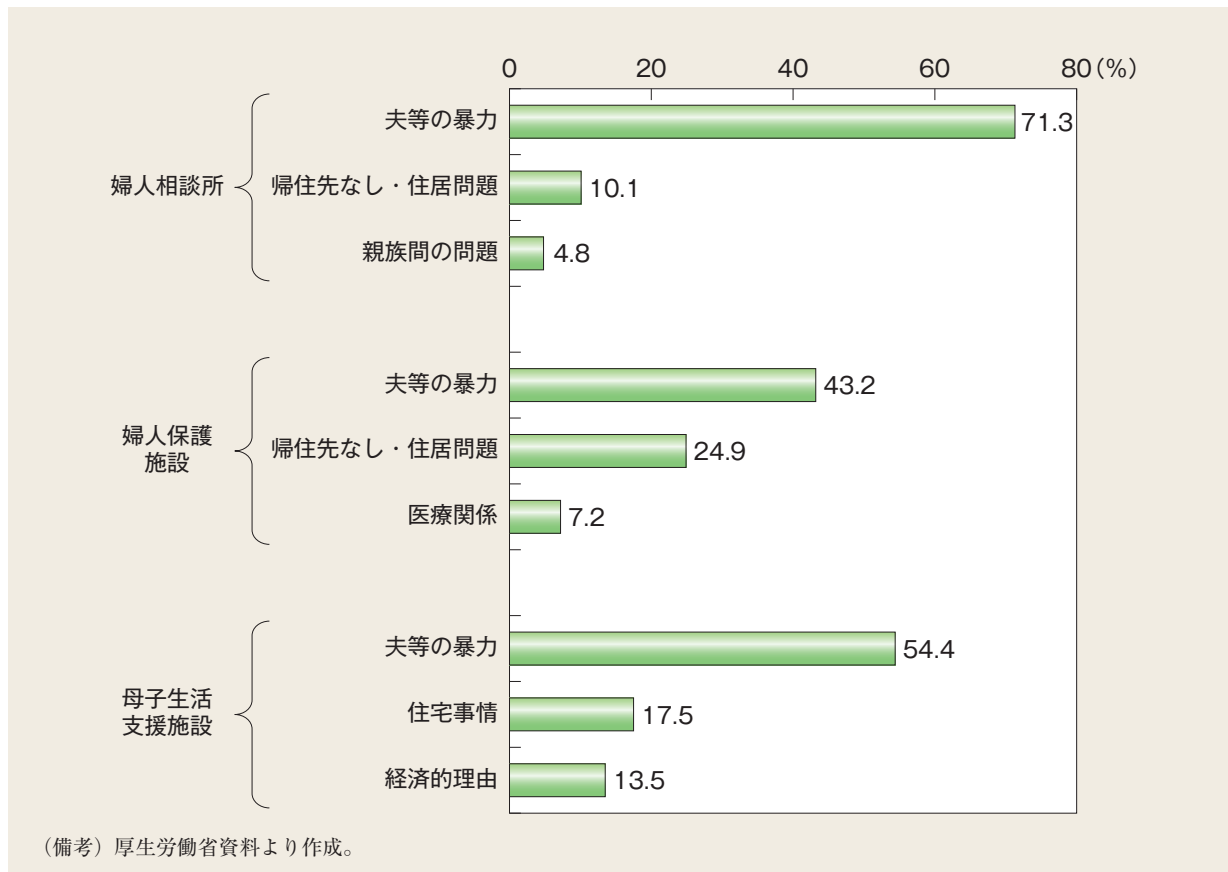
(備考) 警察庁資料より作成。

(シェルター設置状況)

シェルター（配偶者からの暴力等から逃れてきた女性のための一時避難所）として利用できる施設で法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設及び母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、全国に49か所（平成26年4月1日現在）、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に48

か所（公営22か所、民営26か所（26年4月1日現在））、母子生活支援施設は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全国に247か所（公立118か所、私立129か所（26年10月1日現在））がそれぞれ設置されている。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している民間シェルターがあり、被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取



組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行（平成13年10月）後から26年12月末までに終局した保護命令事件3万5,094件のうち、申立書に配偶者暴力相談支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは4,599件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1万7,671件、双方への相談等の事実の記載があったのは1万2,063件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは631件となっている。

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万7,799件（79.2%）、そのうち被害

者に関する保護命令のみ発令されたのは1万1,653件（41.9%）となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは3,492件（12.6%）、「子」への接近禁止命令が発令されたのは1万919件（39.3%）、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは1,735件（6.2%）となっている（I-4-8表）。

法施行後平成26年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は12.7日となっている。

第2節 性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

強姦の認知件数は、平成16年から23年にかけて連続して減少し、24年から25年にかけては増加に転じたが、26年は前年より159件（11.3%）減少して1,250件となった。

I-4-8表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等	
	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																
			1. 被害者に関する保護命令のみ発令された場合						2. 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		3. 「子への接近禁止命令」が発令された場合（2. 以外）		4. 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（2. 以外）						
うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの	(1) 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	(2) 接近禁止命令・退去命令	(3) 接近禁止命令・電話等禁止命令	(4) 接近禁止命令のみ	(5) 退去命令のみ	(6) 電話等禁止命令(事後発令)	(1) 被害者への接近禁止命令と同時に	(2) 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時に	(2) 事後的な子への接近禁止命令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時に	(2) 事後的な親族等への接近禁止命令						
平成13年	171	153		123			32		91	0								4	26
平成14年	1,426	1,398		1,128			326		798	4								64	206
平成15年	1,825	1,822		1,468			406		1,058	4								81	273
平成16年	2,179	2,133		1,717			554		1,098	5			55	5				75	341
平成17年	2,695	2,718		2,141			190		730	4			1,205	12				147	430
平成18年	2,759	2,769		2,208			166		710	8			1,320	4				146	415
平成19年	2,779	2,757		2,186			173		640	7			1,364	2				140	431
平成20年	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21年	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22年	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23年	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24年	3,145	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25年	2,991	2,984	749	2,312	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26年	3,121	3,125	742	2,528	584	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
合計	35,175	35,094	4,995	27,799	3,801	875	2,010	2,842	5,837	78	11	3,485	7	10,871	48	1,694	41	1,795	5,500

(備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2、3、4のそれぞれ（1）が前者、1の（6）、2、3、4のそれぞれ（2）が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。
 5. 平成26年の数値は、速報値である。

強制わいせつの認知件数は、平成16年以降減少傾向にあり、24年から25年にかけては増加に転じたが、26年は前年より254件（3.3%）減少して7,400件となった。なお、警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策等の性犯罪被害者支援を推進している（I-4-9図）。

(異性から無理やりに性交された経験)

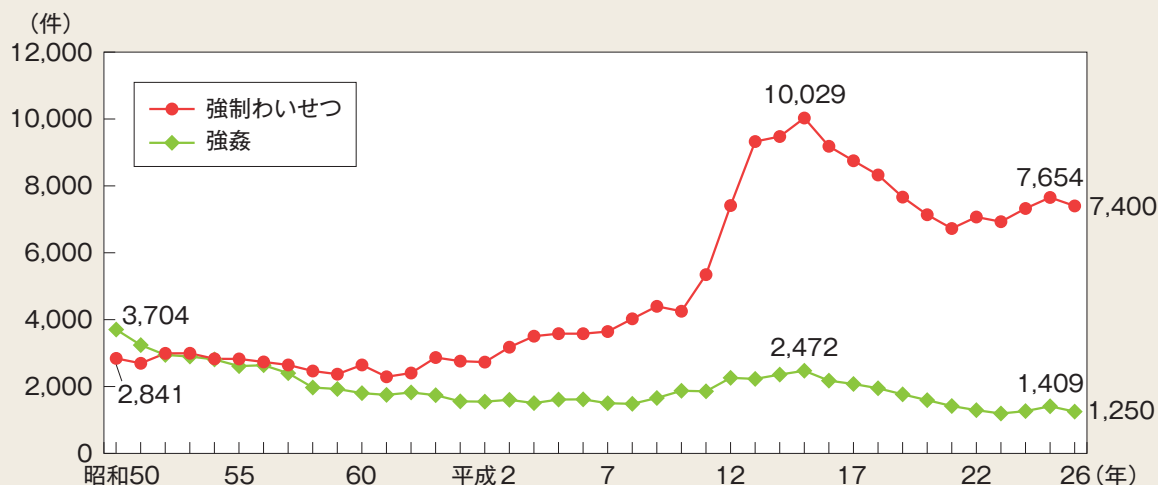
内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）において、女性（1,811人）に、これまでに異性から無理やりに性交された経

験を聞いたところ、「1回あった」が3.7%、「2回以上あった」が2.8%で、被害経験がある女性は6.5%となっている。

被害にあった時期としては、「20歳代」が49.6%で最も多く、次いで「中学卒業から19歳まで」が23.1%となっており、「小学生以下」や「中学生」といった低年齢で被害を受けた者の割合は、それぞれ11.1%、2.6%となっている（I-4-10図）。

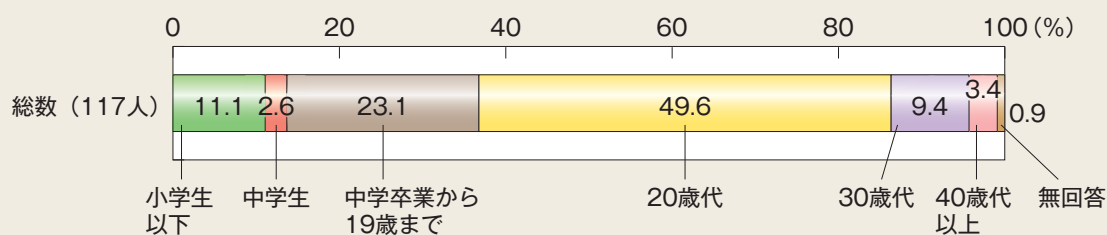
異性から無理やりに性交されたことがあった女性のうち、被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」者は67.5%で7割近くとなっている（I-4-11図）。

I-4-9 図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



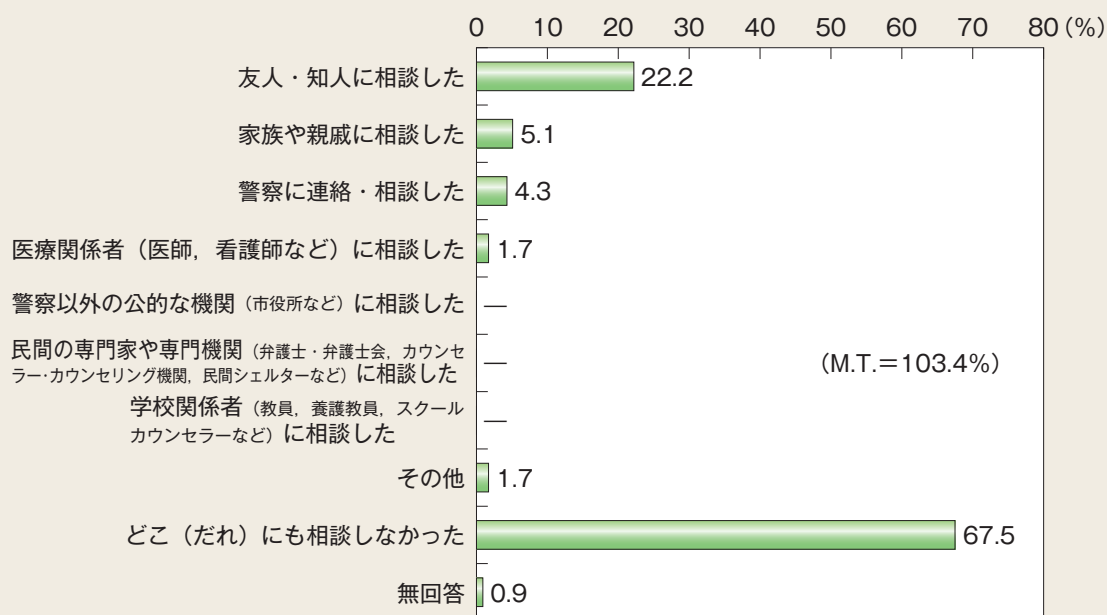
(備考) 警察庁資料より作成。平成20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

I-4-10 図 被害にあった時期



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
2. 「小学生以下」: 「小学入学前」及び「小学生のとき」の合計
「40歳代以上」: 「40歳代」及び「50歳代以上」の合計

I-4-11 図 被害の相談先 (複数回答)



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
2. 異性から無理やりに性交されたことがあった人 (117人) に対する調査結果。

第3節 売買春の実態

(売春関係事犯検挙件数等)

平成26年の売春関係事犯検挙件数は1,012件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は604人で前年に比べ減少し、そのうち未成年者が占める割合が37.6%と、前年に比べ2.3%ポイント上昇している（I-4-12図）。

(児童買春検挙件数)

警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」等によると、平成26年の児童買春事件の検挙件数は661件（前年比48件減）であり、この

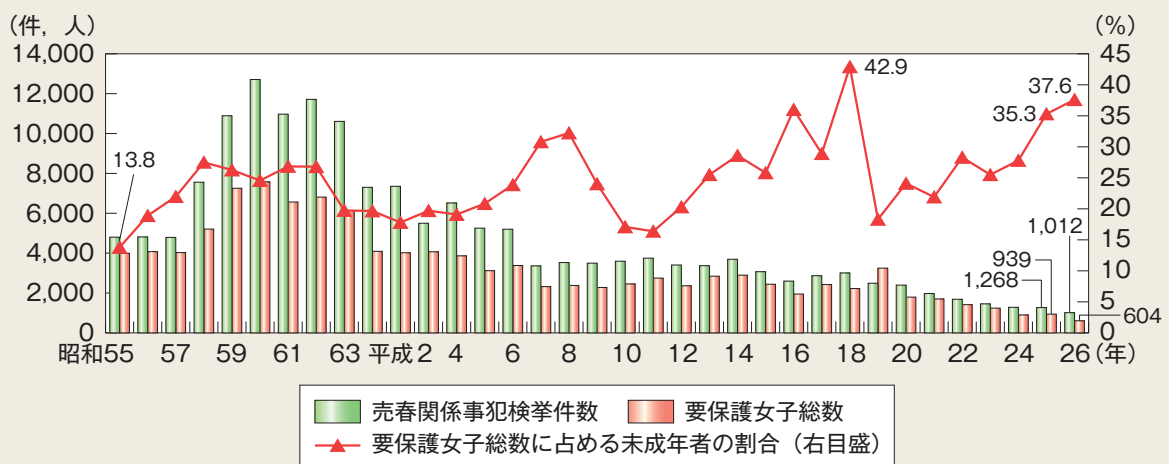
うち、出会い系サイトの利用に起因するものが138件（20.9%）、コミュニティサイトに起因するものが399件（60.4%）となっている。

第4節 人身取引の実態

(人身取引事犯検挙件数等)

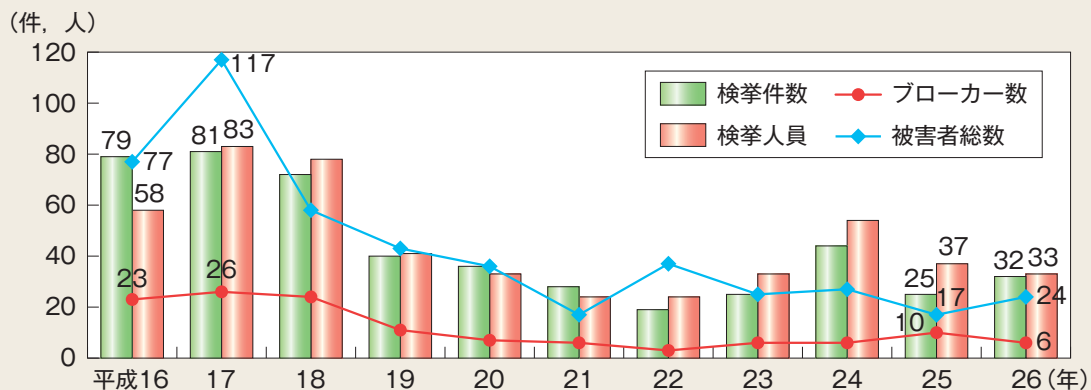
平成26年における人身取引事犯の検挙件数は32件、検挙人員は33人であり、検挙人員のうちブローカーが6人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は24人となり、前年と比べ増加した（I-4-13図）。被害者の国籍は、日本が12人と最も多く、次いでフィリピンが10人となっている。

I-4-12図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

I-4-13図 人身取引事犯の検挙状況等



(備考) 警察庁資料より作成。

第5節

セクシュアル・ハラスメントの実態

(雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成26年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万1,289件で、そのうち女性労働者からの相談件数は約6割(6,725件)となっている(Ⅰ-4-14図)。

第6節

ストーカー行為の実態

(ストーカー事案の認知件数)

平成26年のストーカー事案の認知件数は2万2,823件で、前年に比べ1,734件(8.2%)増加している(Ⅰ-4-15図)。また、警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、被害者の89.3%が女性で、行為者の85.8%が男性となっている。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)において、これまでにある特定の異性から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ、「1人からあった」という人が、女性8.1%、

男性3.3%、「2人以上からあった」という人が、女性2.4%、男性0.8%であった(Ⅰ-4-16図)。

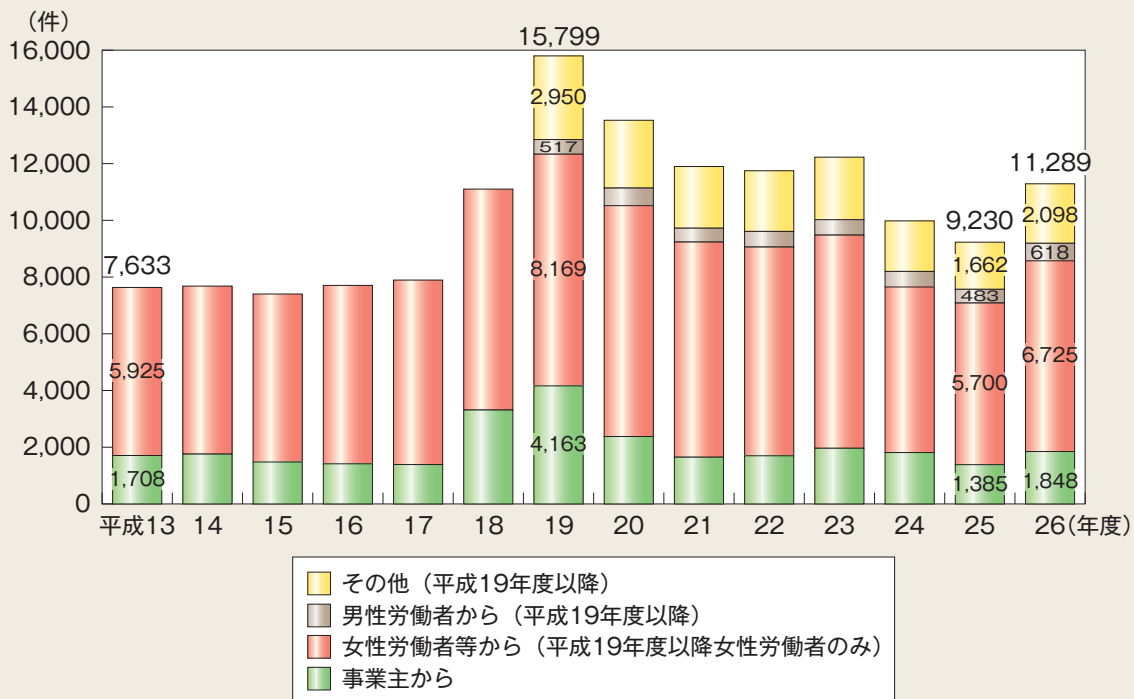
また、相談先としては、「友人・知人に相談した」が48.8%と最も多く、次いで「家族や親戚に相談した」が24.6%、「警察に連絡・相談した」が8.1%となっている(Ⅰ-4-17図)。

(ストーカー事案に対する対応状況)

警察庁「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の対応状況について」によると、平成26年のストーカー事案における検挙件数は2,473件で、刑法等の適用による検挙が1,917件、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)違反による検挙が613件である。また、ストーカー規制法に基づく警告は3,171件で、前年に比べ719件(29.3%)増加している。警告に従わない者に対する禁止命令等は149件発令されている。

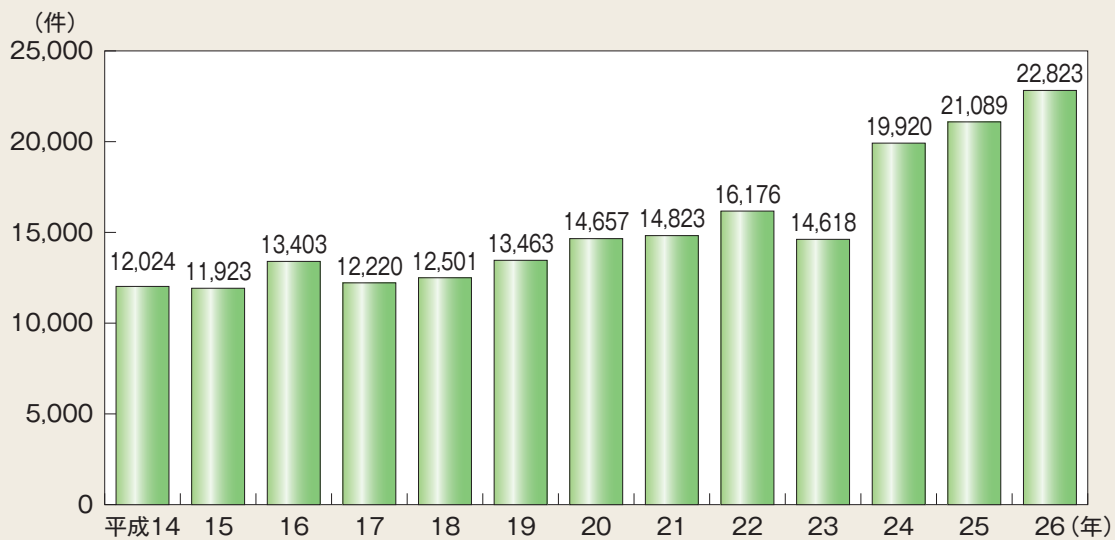
また、平成26年に、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は7,649件で、前年に比べ879件(13.0%)増加している。援助の内容(複数計上)としては、被害を自ら防止するための措置の教示が2,034件(前年比150件増加)、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが769件(前年比65件増加)となっている。

I-4-14図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

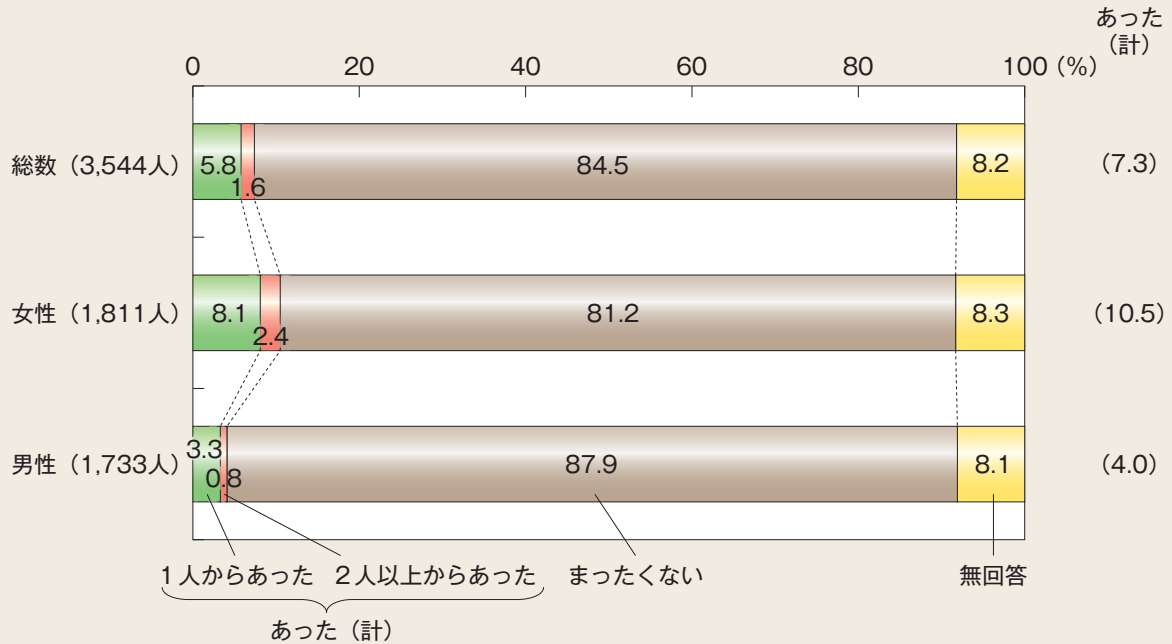
I-4-15図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

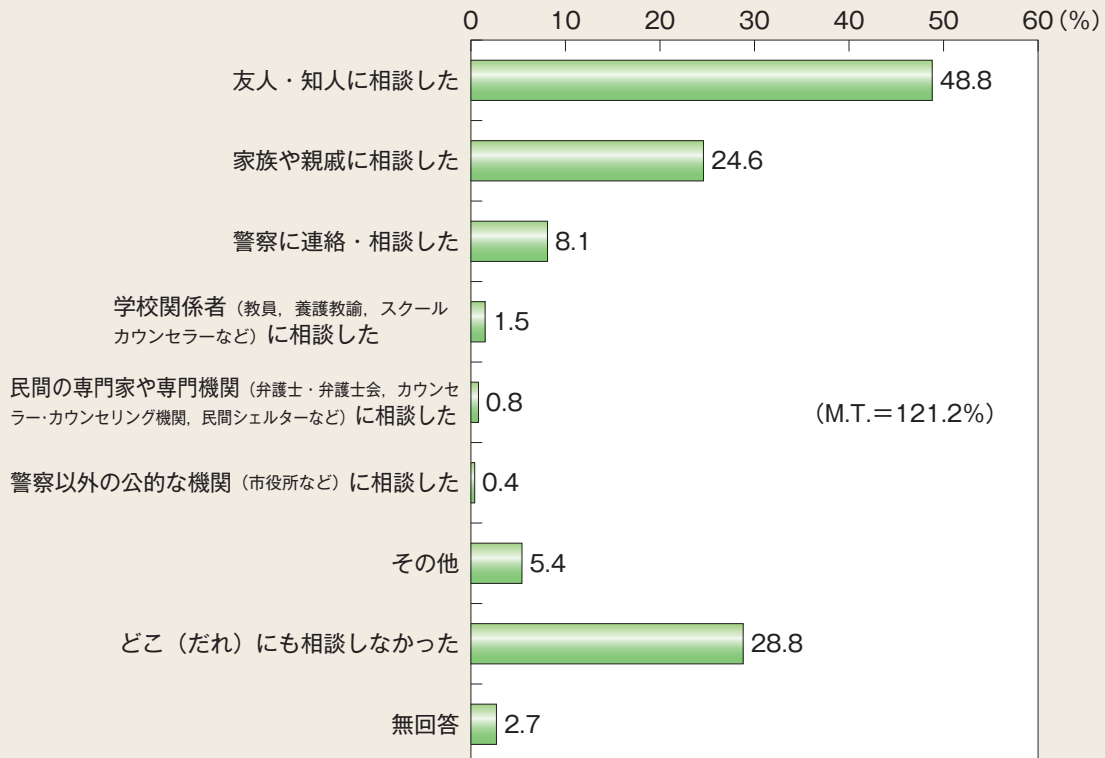
I-4-16図 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験（男女別）

ある特定の異性から執拗なつきまといや待ち伏せ、面会・交際の要求、無言電話や連続した電話・メール等の被害のいずれかを受けたことがある



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。

I-4-17図 被害の相談先（複数回答）



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成。
2. 特定の異性から執拗なつきまとい等の被害にあった人(260人)に対する調査結果。